

平成30年5月10日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

- ①株式会社橋本組 静岡県焼津市栄町5丁目9番3号
②福美建設株式会社 長野県駒ヶ根市中沢4894番地1

2. 指名停止措置期間：平成30年5月10日から平成30年5月23日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、(株)橋本組が元請として受注した「平成28年度 1号依田橋地区橋梁補修工事」において発生した工事関係者事故である。

箱桁間の足場内（狭小空間）にて、ひび割れ注入後のシール材除去作業をディスクサンダーにより実施していた二次下請（一次下請は福美建設(株)）の作業員2名が意識を失い倒れているのが発見されたもので、その際、現場では内燃式の発電機が稼働していた。

作業員2名は病院に搬送され一酸化炭素中毒症と診断された。その後11月23日及び12月1日にそれぞれ退院するものの、後遺症があると診断され、現在も通院にて経過観察中である。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)橋本組及び福美建設(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138